

処分の根拠となる法律及びその原因となる事実

処分の根拠となる法令	処分の原因となる事実
高圧ガス保安法(以下「法」という。)第53条第2号	<p>容器再検査において、法に定める検査方法の一部(耐圧試験)を実施しないまま合格と判定し、容器に虚偽の刻印をしていた。</p> <p>このことは、法第49条第3項の規定に違反したときに該当する。</p>
法第53条第2号	<p>容器検査所の登録を受けた者は、検査主任者に容器再検査の実施について監督させることができていなかった。</p> <p>このことは、法第52条第1項の規定に違反したときに該当する。</p>
法第53条第4号	<p>容器再検査において、法に定める検査方法の一部(耐圧試験)を実施しないまま合格と判定し、帳簿に虚偽の記載をしていた。</p> <p>このことは、法第60条第1項の規定による帳簿に虚偽の記載をしたときに該当する。</p>